

「103万円の壁」への対応(子(大学生年代)を扶養する親への対応)

<改正のポイント>

(1)趣旨・背景

厳しい人手不足の状況において、特に大学生年代アルバイトが親等の扶養を外れないようにするための就業調整について税制が一因となっている状況を踏まえ、基礎控除と給与所得控除の改正に加え、19歳以上23歳未満の大学生年代の子等について新しい控除(特定親族特別控除(仮称))を創設する。

改正前は、大学生年代の子等の給与収入額が**103万円**を超えると、親等は扶養控除を受けられなくなっていたが、改正後は子等の給与収入額が**150万円**に達するまでは、親は**63万円**の控除を受けられるようになる。また、子等の給与収入額が188万円までは控除額は遡減するが控除を受けられるようになる。

(2)内容

<所得税>

- 基礎控除について、新たに合計所得金額が2,350万円以下の区分を設け、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が48万円から**58万円**に10万円引き上げられる。(前掲)
- 給与所得控除について、最低保障額が55万円から**65万円**に10万円引き上げられる。(前掲)
- 扶養控除の対象となる扶養親族の合計所得金額要件が、48万円以下から**58万円以下**に10万円引き上げられる。
- 特定親族特別控除(仮称)の制度が創設される。



子等

大学生年代アルバイト

∴所得税の課税されない給与収入額が、103万円から**123万円**へ20万円(基礎控除10万円+給与所得控除10万円)引き上げられる。(前掲)



親等

∴19歳以上23歳未満の大学生年代の子等を扶養する親等について**特定親族特別控除(仮称)**の制度が創設され、大学生年代の子等の給与収入額(合計所得金額)に応じて親等は**最大63万円**の所得控除を受けられる。

(所得税:103万円の壁への対応 子(大学生年代)を扶養する親への対応)

<改正のポイント>

(2)内容(続き)

<個人住民税>

- 基礎控除については改正なし。
- 給与所得控除について、最低保障額が55万円から**65万円**に10万円引上げられる。(前掲)
- 扶養控除の対象となる扶養親族の合計所得金額要件が、48万円以下から**58万円以下**に10万円引上げられる。
- **特定親族特別控除(仮称)**の制度が創設され、対象となる親族の合計所得金額に応じて**最大45万円**を控除する。

<改正内容のまとめ>

税目	適用規定	子等の給与収入額の要件	
		改正前	改正後
所得税	扶養控除(特定扶養親族)	103万円	123万円
	特定親族特別控除(仮称)(※1)	-	123万円超188万円以下(※2)
個人住民税	扶養控除(特定扶養親族)	103万円	123万円
	特定親族特別控除(仮称)(※1)	-	123万円超188万円以下(※3)

(※1)特定親族特別控除(仮称)の創設により、親等の扶養親族に対する控除が段階的に逡減する方式に変わる。

(※2)親等が最大控除額である**63万円の控除**を受けられることができる子等の給与収入は**150万円以下**。

(※3)親等が最大控除額である**45万円の控除**を受けられることができる子等の給与収入は**160万円以下**。

(所得税:103万円の壁への対応 子(大学生年代)を扶養する親への対応)

<改正のポイント>

(3)適用時期

<所得税>

2025(令和7)年分以後の所得税について適用する。

<個人住民税>

2026(令和8)年度分以後の個人住民税について適用する。

1. 改正の趣旨・背景

現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生年代アルバイトの就業調整がされている。子等が一定額以上の収入を得ると親等の扶養を外れてしまい、親等が特定扶養控除を受けられなくなってしまうことが一因となっている。このような状況を踏まえ、基礎控除の引上げをし、給与所得控除については最低保障額を引上げる。

さらに、19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が一定額を超えた場合でも親等が特定扶養控除と同額の控除(段階的に逡減する)を受けられる制度(特定親族特別控除(仮称))を導入する。

なお、扶養親族の合計所得金額要件の引上げについても対応する。

2. 改正の内容

(1) 所得税関係

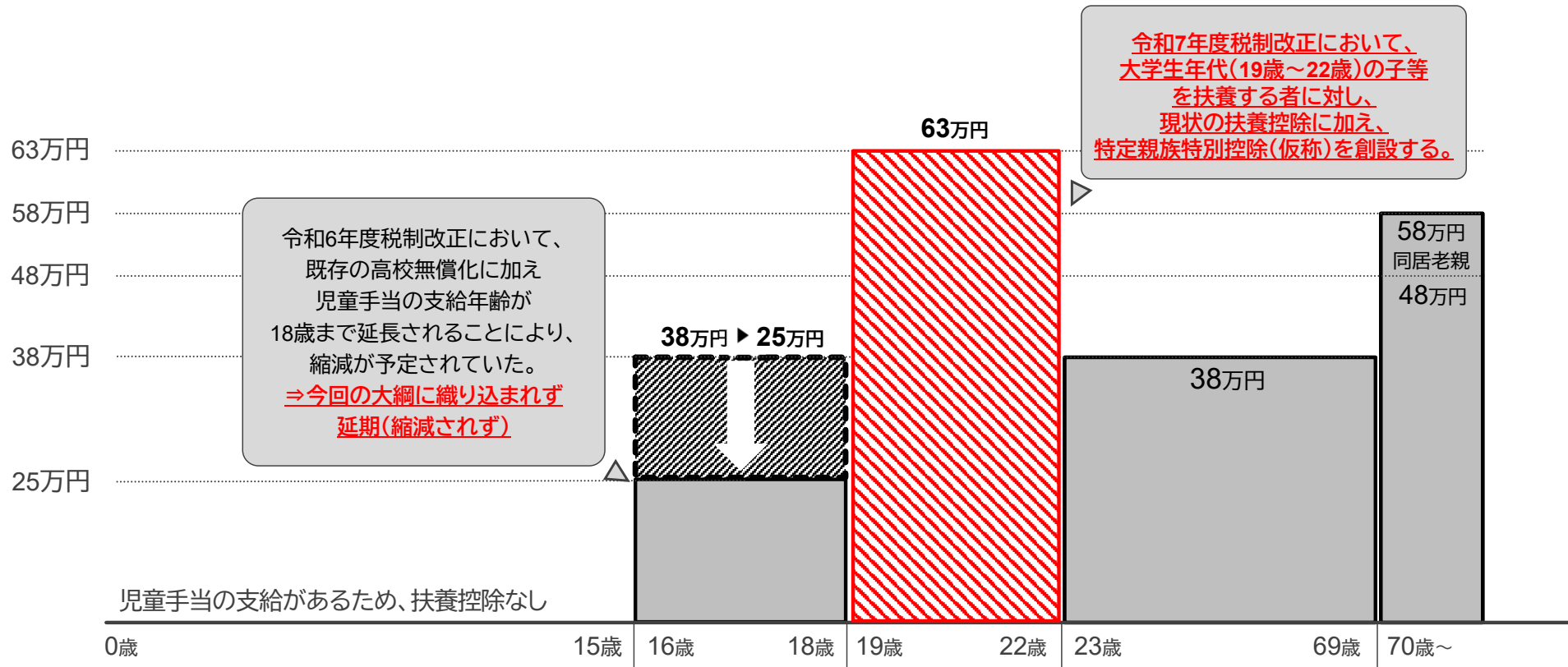
- 基礎控除について、新たに合計所得金額が2,350万円以下の区分を設け、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が48万円から**58万円**に10万円引上げられる。(前掲)
- 給与所得控除について、最低保障額が55万円から**65万円**に10万円引上げられる。(前掲)
- 扶養控除の対象となる扶養親族の合計所得金額要件が、48万円以下から**58万円以下**に10万円引上げられる。
- 19歳以上23歳未満の大学生年代の子等を扶養する親等について**特定親族特別控除(仮称)**の制度が創設される。対象となる子等の給与収入額(合計所得金額)に応じて、控除額が定められており、給与収入額が123万円超188万円以下(合計所得金額が58万円超123万円以下)において親等は段階的に所得控除を受けられるようになる(後頁参照)。

※合計所得金額とは、給与所得、雑所得等の各種所得金額を合計した金額で、所得控除(基礎控除、配偶者控除等)を差引く前(損失の繰越控除前)の金額をいう。

2. 改正の内容

(1) 所得税関係(続き)

< 扶養控除・特定親族特別控除(仮称)の概要(子等が居住者の場合) >



児童手当	0~2歳	3~15歳	高校生年代	大学生年代
(令和6年 10月から 拡充)	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2子まで 1.5万円/月 ● 第3子以降 3万円/月 ※所得制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2子まで 1万円/月 ● 第3子以降 3万円/月 ※所得制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2子まで 1万円/月 ● 第3子以降 3万円/月 ※所得制限なし 	● なし

(所得税:103万円の壁への対応 子(大学生年代)を扶養する親への対応)

2. 改正の内容

(1) 所得税関係(続き)

∴ 大学生年代の子等のいる親等が扶養控除を受けるためには、改正前は子等の給与収入額が103万円以下でなければならなかった。今回の改正により、子等の給与収入額が103万円を超えても、親は、子等の給与収入額が**150万円**に達するまでは、改正前の特定扶養親族の控除額と同額の**63万円**の控除を受けることができるようになる。

∴ 給与所得者である大学生年代アルバイトに対して所得税が課税されない給与収入額が、103万円から**123万円**へ20万円(基礎控除10万円+給与所得控除10万円)拡大される。いわゆる103万円の壁が、123万円となり、課税最低限が引上げられる。

対象者		項目	改正前		改正後	
親等	子等		適用要件	控除額等	適用要件	控除額等
○	○	基礎控除	本人の合計所得金額2,400万円以下 本人の合計所得金額2,400万円超2,450万円以下 本人の合計所得金額2,450万円超2,500万円以下 本人の合計所得金額2,500万円超	48万円 32万円 16万円 0円	本人の合計所得金額 2,350 万円以下 本人の合計所得金額2,350万円超2,400万円以下 本人の合計所得金額2,400万円超2,450万円以下 本人の合計所得金額2,450万円超2,500万円以下 本人の合計所得金額2,500万円超	58 万円 48万円 32万円 16万円 0円
○	○	給与所得控除	-	最低保障額 55 万円	-	最低保障額 65 万円
○	-	扶養控除	扶養親族の合計所得金額要件 48 万円以下	38万円 ~63万円	扶養親族の合計所得金額要件 58 万円以下	38万円 ~63万円
○	-	特定親族特別 控除(仮称)			一定の親族(※)の合計所得金額 58 万円超~ 123 万円以下	3 万円 ~ 63 万円

(※)一定の親族とは、居住者が生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等(配偶者及び青色事業専従者等を除き、合計所得金額が123万円以下であるものに限る)で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。

(所得税: 103万円の壁への対応 子(大学生年代)を扶養する親への対応)

2. 改正の内容

(1) 所得税関係(続き)

- 扶養控除(特定扶養親族)

改正前からある扶養控除の区分の一つであり、居住者に、19歳以上23歳未満である控除対象扶養親族が居る場合その居住者の所得から63万円を控除する。

- 特定親族特別控除(仮称)**

今回の改正で創設される制度であり、居住者に19歳以上23歳未満である一定の親族(※)が居る場合には、その居住者の総所得金額等から右の表の控除額を控除する。

(※)一定の親族とは、下記を全て満たすものをいう。

- ・生計を一にしている者である。
- ・配偶者、青色事業専従者等でない者である。
- ・控除対象扶養親族でない者である。

特定親族特別控除(仮称)

	子等の合計所得金額	親等の控除額	
		改正前	改正後
扶養控除 (特定扶養親族)	48万円以下	63万円	
	48万円超58万円以下		63万円
特定親族 特別控除 (仮称)	58万円超85万円以下		63万円
	85万円超90万円以下		61万円
	90万円超95万円以下		51万円
	95万円超100万円以下		41万円
	100万円超105万円以下		31万円
	105万円超110万円以下		21万円
	110万円超115万円以下		11万円
	115万円超120万円以下		6万円
	120万円超123万円以下		3万円

(所得税: 103万円の壁への対応 子(大学生年代)を扶養する親への対応)

2. 改正の内容

(1) 所得税関係(続き)

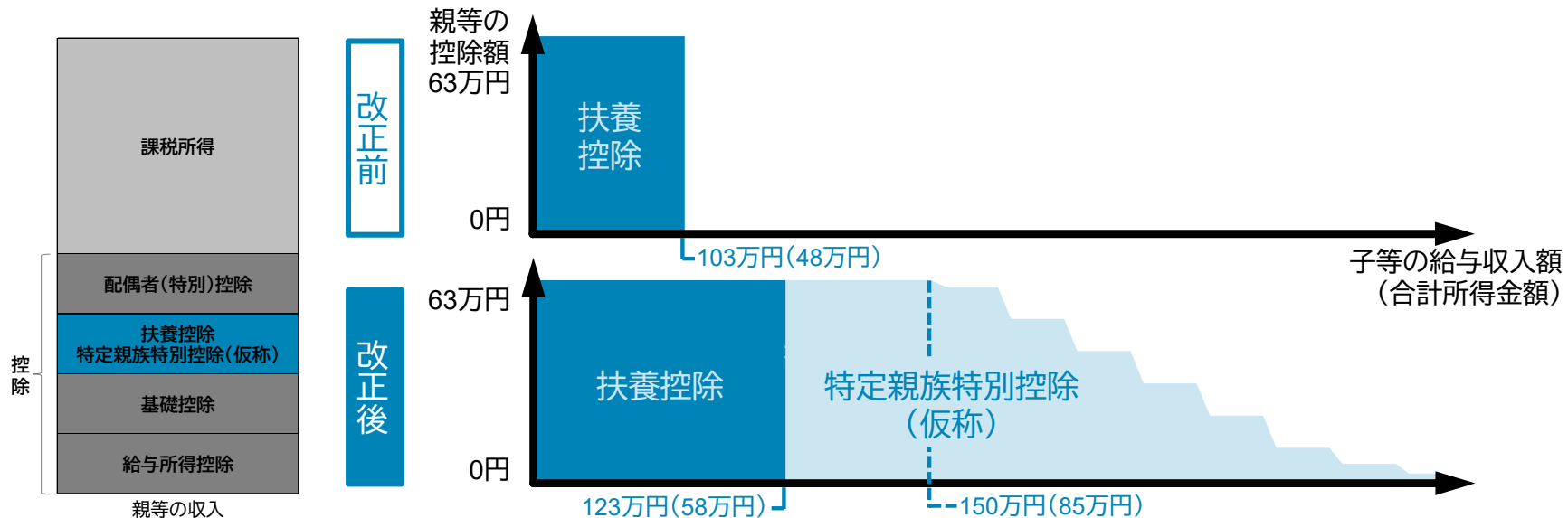
子等の給与収入額に応じた親等の控除額

<改正前>

	子等の合計所得金額	子等の給与収入額	親等の控除額
扶養控除	48万円以下	103万円以下	63万円
-	48万円超	103万円超	-

<改正後>

	子等の合計所得金額	子等の給与収入額	親等の控除額
扶養控除	58万円以下	123万円以下	63万円
特定親族特別控除(仮称)	58万円超85万円以下	123万円超150万円以下	61万円
	85万円超90万円以下	150万円超155万円以下	51万円
	90万円超95万円以下	155万円超160万円以下	41万円
	95万円超100万円以下	160万円超165万円以下	31万円
	100万円超105万円以下	165万円超170万円以下	21万円
	105万円超110万円以下	170万円超175万円以下	11万円
	110万円超115万円以下	175万円超180万円以下	6万円
	115万円超120万円以下	180万円超185万円以下	3万円
	120万円超123万円以下	185万円超188万円以下	0万円



※19歳以上23歳未満の大学生世代の子等がある場合の扶養控除、特定親族特別控除(仮称)適用の場合。

(所得税:103万円の壁への対応 子(大学生年代)を扶養する親への対応)

2. 改正の内容

(2) 個人住民税関係

- ・ 給与所得控除について、最低保障額が**55万円**から**65万円**に10万円引上げられる(前掲)。
- ・ 扶養控除の対象となる扶養親族の合計所得金額要件が、**48万円以下**から**58万円以下**に10万円引上げられる。
- ・ **特定親族特別控除(仮称)**の制度が創設される。対象となる親族の収入に応じて、控除額が定められており、合計所得金額が**58万円超123万円以下**において段階的に控除を受けられるようになる。

∴大学生年代の子等のいる親等が扶養控除を受けるためには、改正前は子等の給与収入額が**103万円以下**でなければならなかった。今回の改正により、子等の給与収入額が103万円を超えても、親等は、子等の給与収入額が**160万円**に達するまでは、改正前の特定扶養親族の控除額と同額の**45万円**の控除を受けることができるようになる。

∴給与所得者である大学生年代アルバイトに対して、個人住民税が非課税となる給与収入額が、**100万円**から**110万円**へ拡大される。

対象者		項目	改正前		改正後	
親等	子等		適用要件	控除額等	適用要件	控除額等
○	○	給与所得控除	-	最低保障額 55万円	-	最低保障額 65万円
○	-	扶養控除	扶養親族の合計所得金額要件 48万円以下	33万円 ～45万円	扶養親族の合計所得金額要件 58万円以下	33万円 ～45万円
○	-	特定親族特別控除(仮称)			一定の親族(※)の合計所得金額 58万円超～123万円以下	3万円 ～ 45万円

(※)一定の親族とは、居住者が生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等(配偶者及び青色事業専従者等を除き、合計所得金額が123万円以下であるものに限る)で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。

(所得税:103万円の壁への対応 子(大学生年代)を扶養する親への対応)

2. 改正の内容

(2) 個人住民税関係(続き)

- 扶養控除(特定扶養親族)

改正前からある扶養控除の区分の一つであり、居住者に19歳以上23歳未満である控除対象扶養親族が居る場合、その居住者の前年の総所得金額等から45万円を控除する。

- 特定親族特別控除(仮称)**

今回の改正で新設される制度であり、居住者に19歳以上23歳未満である一定の親族(※)が居る場合には、その居住者の前年の総所得金額等から右の表の控除額を控除する。

(※)一定の親族とは、下記を全て満たすものをいう。

- ・生計を一にしている者である。
- ・配偶者、青色事業専従者等でない者である。
- ・控除対象扶養親族でない者である。

特定親族特別控除(仮称)

	子等の合計所得金額	親等の控除額	
		改正前	改正後
扶養控除 (特定扶養親族)	48万円以下	45万円	45万円
	48万円超58万円以下		45万円
特定親族 特別控除 (仮称)	58万円超95万円以下		45万円
	95万円超100万円以下		41万円
	100万円超105万円以下		31万円
	105万円超110万円以下		21万円
	110万円超115万円以下		11万円
	115万円超120万円以下		6万円
	120万円超123万円以下		3万円

(所得税:103万円の壁への対応 子(大学生年代)を扶養する親への対応)

2. 改正の内容

(2)個人住民税関係(続き)

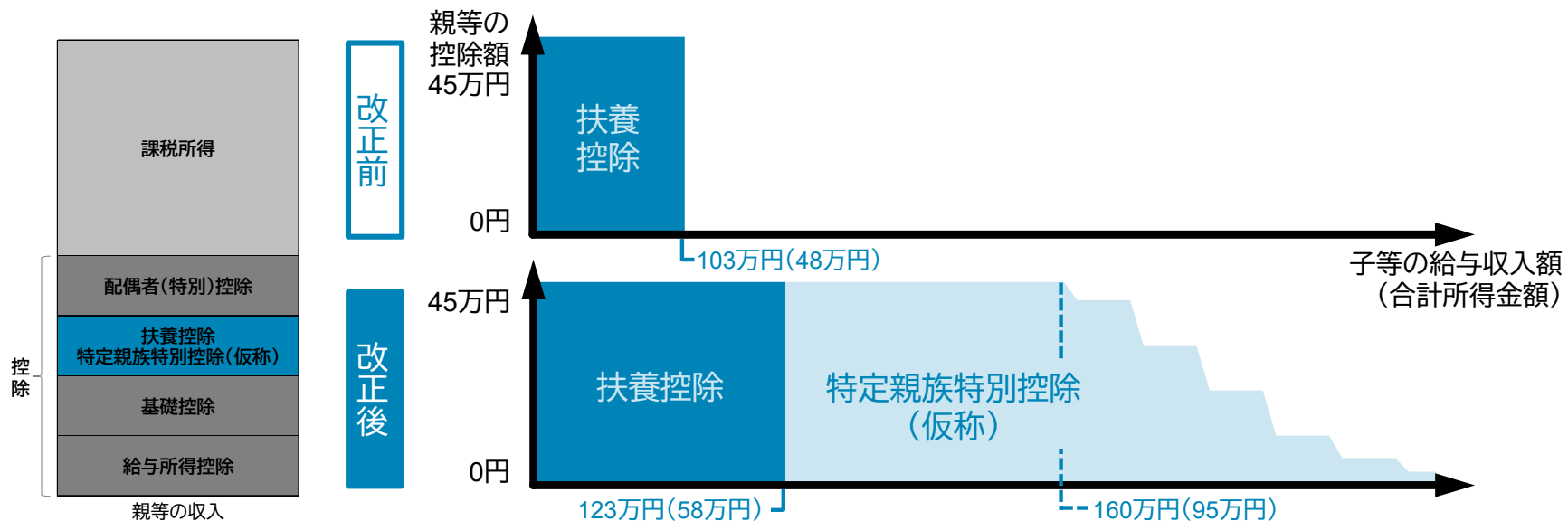
子等の給与収入額に応じた親等の控除額

<改正前>

	子等の合計所得金額	子等の給与収入額	親等の控除額
扶養控除	48万円以下	103万円以下	45万円
-	48万円超	103万円超	-

<改正後>

	子等の合計所得金額	子等の給与収入額	親等の控除額
扶養控除	58万円以下	123万円以下	45万円
特定親族特別控除 (仮称)	58万円超95万円以下	123万円超160万円以下	41万円
	95万円超100万円以下	160万円超165万円以下	41万円
	100万円超105万円以下	165万円超170万円以下	31万円
	105万円超110万円以下	170万円超175万円以下	21万円
	110万円超115万円以下	175万円超180万円以下	11万円
	115万円超120万円以下	180万円超185万円以下	6万円
	120万円超123万円以下	185万円超188万円以下	3万円

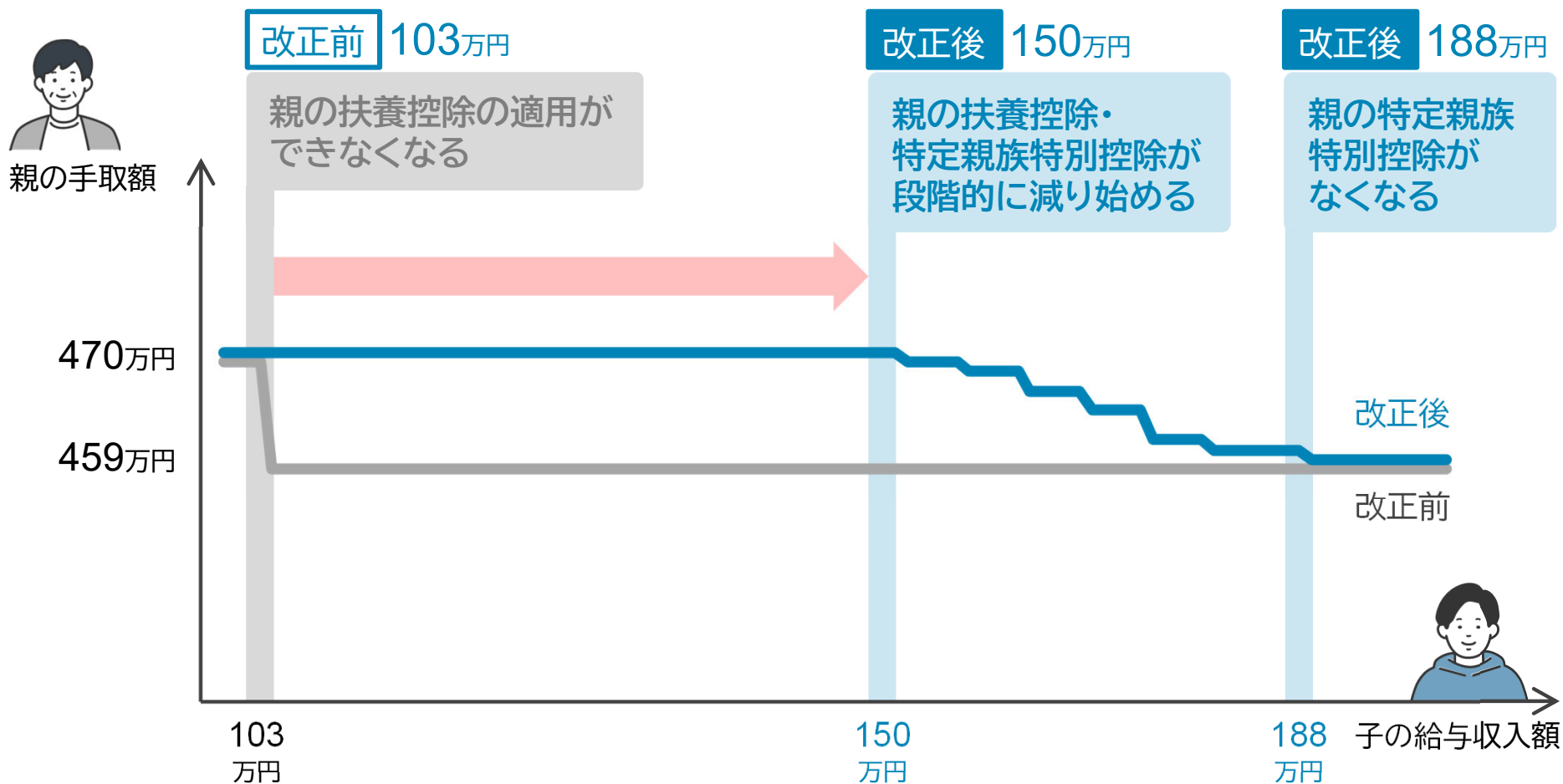


※19歳以上23歳未満の大学生世代の子等がいる場合の扶養控除、特定親族特別控除(仮称)適用の場合。

(所得税:103万円の壁への対応 子(大学生年代)を扶養する親への対応)

2. 改正の内容(ケーススタディ)

親の手取額(親の給与収入額が600万円の場合)



前提

- 世帯は親1人、大学生世代の子1人とする
- 親の給与収入額は600万円とする
- 社会保険料は給与収入額の15%とする
- 手取額は、給与収入額 - 社会保険料 - 所得税 - 住民税とする

(所得税: 103万円の壁への対応 子(大学生年代)を扶養する親への対応)

3. 適用時期

<所得税>

2025(令和7)年分以後の所得税について適用する。

<個人住民税>

2026(令和8)年度分以後の個人住民税について適用する。

4. 実務のポイント

- ・ **2025(令和7)年分**の特定親族特別控除(仮称)の対象となる給与所得者は、**年末調整**で適用できることとされている。